○農林水産省告示第八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県由布市湯布院町湯平字下ノ湯五三九の四・五四〇の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県由布市湯布院町湯平字下ノ湯五四〇の五・五四五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五四六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市馬ケ城町一の一（次の図に示す部分に限る。）、二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市羽布町大池一の一二、一の一三、立岩町長坂一の一から一の三まで、東山一一の一七から一一の二〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県土岐市鶴里町細野字高ケ根一三八一の九、一三八一の二六、一三八一の四一、鶴里町柿野字雨沢三五一二の一、三五一二の二、字南三五一三の一、字堂洞三一五一の一、曽木町字川谷二五九〇の九七、妻木町字東山三〇二〇の一〇〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾奥谷字屏洞一九二の一、一九三の一、一九三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百二号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十九年四月二十六日に認定したので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称

兵庫県タクシー事業協同組合

2　主たる事務所の所在地

兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目二番二十四号

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習

1　名称

兵庫県タクシー事業協同組合

2　主たる事務所の所在地

兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目二番二十四号

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）